

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年3月29日  
深川市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項で準用する第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項で準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種 類				実 施 地 域 等		実 施 期 間	実 施 主 体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地 域	重点区域との 重複の有無		
	○			多度志地域	無	R2年度~R6年度	宇摩集落